

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特例個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務	
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する特例申請書を收受、保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成29年1月1日以降の寄附に関する特例申請について、申請書等へ個人番号の記載が必要となる。	
③システムの名称	表計算ソフト、ふるさと納税do、e-NINSHOオンライン申請管理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）申請		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第3項及び別表の24番の項 ・地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条第5項、第12項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	企画政策部地域づくり課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 安中市役所 行政課文書法規係 電話番号:027-382-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中二丁目13番7号 安中市役所 企画政策部地域づくり課地域づくり係 電話番号:027-382-1111	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。

・特定個人情報への入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

情報保護管理体制の確認等を実施している。
委託先のセキュリティポリシーのガイドラインとして、はPマーク、ISO27001、ISO27017、ISMAP（2025取得予定）
に準拠している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月9日	しきい値の基準日	2021/10/1	2022/6/1		
令和4年9月26日	I-1-③	表計算ソフト、ふるさと納税do	表計算ソフト、ふるさと納税do、e-NINSHOオンライン申請管理システム		
令和5年4月1日	I-5-①	企画経営部地域創造課	企画政策部政策・デジタル推進課		
令和5年4月1日	I-7	安中市役所 企画経営部地域創造課移住定住係	安中市役所 行政課文書法規係		
令和5年4月1日	I-8	安中市役所 企画経営部地域創造課移住定住係	安中市役所 企画政策部政策・デジタル推進課移住定住係		
令和5年6月13日	しきい値の基準日	2022/6/1	2023/6/1		
令和6年4月1日	I-8	安中市役所 企画政策部政策・デジタル推進課移住定住係	安中市役所 企画政策部政策・デジタル推進課地域づくり係		
令和6年6月10日	しきい値の基準日	2023/6/1	2024/6/1		
令和6年6月10日	II-1	1000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
令和6年6月10日	IV-4	—	十分である		
令和7年6月26日	I-3 法令上の根拠	第9条第3項及び別表第一の16番の項	第9条第3項及び別表の24番の項		
令和7年6月26日	IV-8		十分である 判断根拠入力		
令和7年6月26日	IV-11		十分である 判断根拠入力		
令和7年6月26日	II-2		2024/6/1		
令和8年6月26日	I-5-①	企画政策部政策・デジタル推進課	企画政策部地域づくり課		
令和8年6月26日	I-8	安中市役所 企画政策部政策・デジタル推進課地域づくり係	安中市役所 企画政策部地域づくり課地域づくり係		
令和8年6月26日	II-1	2025/6/1	2026/6/1		
令和8年6月26日	II-2	2025/6/1	2026/6/1		